

In This Issue

韓国特許庁動向

- ▶ 5カ国特許庁長会談で相互情報活用に合意
- ▶ 特許マップ (Patent Map) オンラインサービス開始
- ▶ 韓国は知的財産権侵害国ではなく被害国
- ▶ 2007年、韓国特許庁の約束「知的財産権の国内外における保護強化」
- ▶ 韓国特許庁、移転希望優秀特許技術調査

業界動向

- ▶ ブランド管理のため、異議申立制度活用企業増加
- ▶ ディスプレー業界における最大のライバル LGとサムスン、手を結ぶ
- ▶ 自動車、ユビキタス空間へと進化
- ▶ 鳥インフルエンザ関連業界特許出願急増
- ▶ DMB放送標準 (TPEG)、出願急増

245個の核心技術の特許マップ (Patent Map) オンラインサービス開始

韓国特許庁は、2006年5月1日から245個の核心技術関連特許マップを作成し、特許情報検索サービスのホームページを通じて提供することとした。特許マップ (Patent Map) というのは、特定分野の技術に関する韓国内外の特許現況をまるで地図のように表や図を用いて示したもので、特許マップをみるだけで韓国内外における技術の流れや特許動向を把握できる。

ブランド管理のため、異議申立制度 活用企業増加

韓国特許庁の商標登録異議申立制度が、有名商標の模倣防止に大きく貢献していることが明らかになった。それに韓国特許庁は、商標権者による商標登録異議申立の申請件数が毎年増えており、また、それが受け入れられ商標登録が拒絶される比率も平均38.4%に至ると明かした。

5カ国特許庁長会談で相互情報 活用に合意

世界特許出願の大半を占めている知識財産 5 大強国の韓国、米国、日本、中国、EU が、特許審査結果の相互活用のためのベースを構築することに合意し、実質的な相互協力を踏み切った。韓国特許庁長は、“5カ国特許庁長は、多者間協力を通じて、互いの審査経験に対する情報交換及び成果の共有、特許情報検索及び審査結果を相互活用することに同意した”と会談結果を発表した。

更に、“今回の 5カ国間の特許協力は重要な意味合いを持っているため、各国の特長庁長は、今後からの長短期ロードマップの樹立や会談の例年開催について認識をともにした”と明かした。今回の会談で 5カ国特許庁は ▲審査滞積解消 ▲業務の活用方案模索 ▲品質管理と生産性に関する測定と改善 ▲模範事例の模索と審査実務の簡素化 ▲検索及び審査ファイルに関するアクセス ▲審査官の訓練 ▲特許出願の電子的出願及び処理 ▲特許分類 ▲特許情報の普及などにおける実務協議を進める予定である。更に、審査滞積解消のために、特許情報及び特許審査の品質向

上方案などを共有し、特許統計と関連した米国、日本、EU の統計実務グループに韓国と中国が加わることとなった。

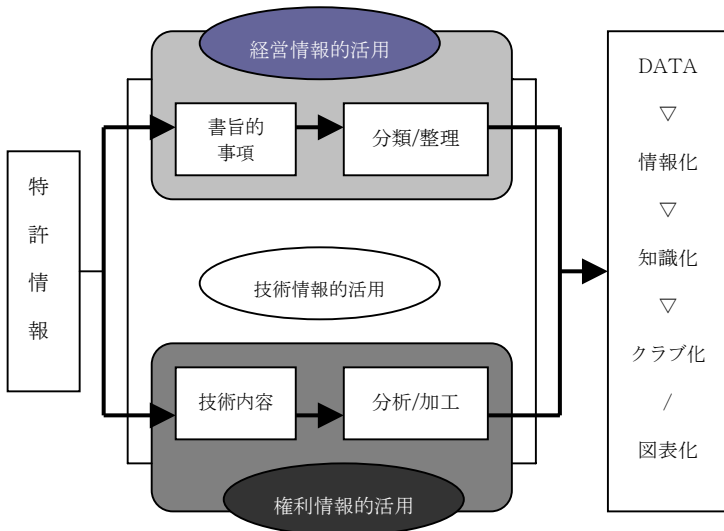
特許マップ (Patent Map) オンラインサービス開始

国の核心技術に関する最新情報及び特許動向を一目でわかる特許マップが公開され、韓国企業の特許競争力が向上する見通しである。

韓国特許庁は、2007年5月1日から245個の核心技術関連特許マップを作成し(www.kipris.or.kr)特許情報検索サービスのホームページを通じて提供することとした。

特許マップ (Patent Map) というのは、特定分野の技術に関する韓国内外の特許現況をまるで地図のように表や図を用いて示したもので、特許マップをみるだけで韓国内外における技術の流れや特許動向を把握できる。

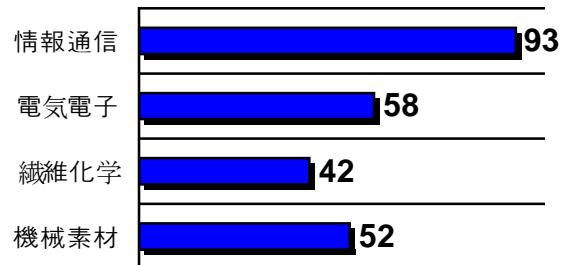
特許マップの概念



特許マップを技術分野別にみると、機械素材（建設を含む）52個、繊維化学42個、電気電子58個、情報通信93個で、主な核心技術が寄せ集められている。更に有無線ホームネットワークシステム、衛星放送技術、次世代ナビゲーションシステムなどの情報通信技術；標的指向性遺伝子治療

剤、免疫及び代謝欠損疾患蛋白質治療剤などの先端医療技術；及びナノバイオセンサー、NIT先端素材などの多様な融合技術も含まれている。

特許マップにおける技術分類別現況 (件)



今回提供されるオンラインサービスは、国の研究開発のみならず企業の重複研究防止及び国際特許の可能性のある技術分野への技術開発投資を誘導するなど、企業の研究開発投資の効率性の向上にも大きく貢献するだろう。

韓国特許庁は、今後にも次世代成長の動力となる主な戦略技術に関する特許マップを作成して企業に提供するなど、科学技術の競争力強化のために力を尽くしていくと明かした。

韓国は知的財産権侵害国ではなく被害国

韓国が米国通商代表部 (USTR) によって知的財産権関連優先監視対象国と指定されるほど、知的財産権において侵害国であるという認識が強いが、この認識は「誤解」であるという分析が出た。産業資源部の貿易委員会 (以下、貿易委) は“最近、かえて中国・東南アジアなどからの知的財産権侵害品輸入が急増しており、韓国が知的財産権の侵害国から被侵害国へと切り替わった”と明かした。実際に特許登録件数も毎年急激に増えつつあり、現在、韓国は特許登録件数において世界第3位に位置付けられている。韓国における2005年の特許登録件数は73,512件で、EUの53,259件より約2万件以上多いことが分かる。米国と日本はそれ

ぞれ143,806件、122,944件で世界1、2位を占めている。

貿易委は“特許保有強国になるにつれより積極的な知的財産権保護政策が求められる。従って韓国企業に現行制度を手取り早く活かせてもらうための「知的財産権侵害調査総合改善方案」を整う見通してある”と明かした。改善方案によると、知的財産権侵害関連調査開始期間を30日から20日へと短縮し、かつ判定期間を調査開始後の6ヶ月間と制限することとした。

更に、商標保護を強化するために、有名商標の無断盗用などの知的財産権侵害事例が頻繁に起こる産業分野に「不正貿易行為監視センター」を設置し、侵害行為を積極的に取り締まる予定である。特に、知的財産権侵害を申告する人には確定される課徴金の1割を褒賞金として支払うこととした。また、今までは貿易委が知的財産権侵害と判定した品物を、流通経路のみを変更して第3者が再輸入及び販売・製造する場合は、別途の調査を受けなければならなかったが、今後からは第3者が同じ品物を販売する場合、簡単な事実関係確認後、直ちに制裁できるようにした。同時に侵害が切迫した場合に対する最終判定以前の制裁措置である「暫定措置制度」も大きく改善される見通しである。まず、担保提供時期を、申込時から暫定措置決定以前までに提出すれば済むようにその時期を延ばし、中小企業に対しては担保提供額を5割減免させることで暫定措置申請の負担を軽くする見込みである。更に、多国籍企業などの巨大企業が、資本金と知的財産権に対する優越的な地位を背景に中小企業を提訴する場合には暫定措置の施行を制限するようにし、最終判定以前に提訴された中小企業が最小限の営業を営むことができるように制度的装置を整った。

職権調査制度も活性化させ、当事者の申請なしでも調査を進められるようにしており、知的財産権侵害調査及び判定における専門性を確保するために、貿易委に主審委員制を導入することとした。貿易委関係者は“国際特許紛争の大半が半導体、ディスプレイ、携帯電話など、韓国の主力輸出品

に集中されているため、先進国のように知的財産権保護に積極的になる必要がある”と強調した。貿易委手当の改善方案は「不正貿易行為及び産業被害救済に関する法律」の改正及び関係機関と協力し合い年内から段階的に実行する見通しである。

2007年、韓国特許庁の約束 「知的財産権の国内外における保護強化」

韓国特許庁が2007年、ニセモノ流通など、知的財産権侵害行為に対して手厳しい対応を取り健全な取引秩序を確立し、正当な権利者を保護することとした。韓国特許庁は2006年、ニセモノ商品の供給・流通を遮断するために検察、警察、地方自治体と力を合わせニセモノ製品の取締りに当たり、1,094件の実績をあげた。更に韓国特許庁は取締りに当たった公務員の特別司法警察権の確保を推進し、ニセモノ商品の不法性に対する消費者の認識を高め、かつニセモノ取締りを強化するために申告褒賞金制度を導入した。その結果、2006年には3億2千万ウォンの申告褒賞金を支払い、3,430億ウォンに当るニセモノ製品を摘発した。更に韓国特許庁は、中小企業・個人発明家が迅速かつ簡単な方法で知的財産権保護を受けられるようにする見通しである。例えば中小企業・個人発明家などの経済的弱者が、知的財産権関連審判・訴訟費用の支援を受けられるよう「特許法律構造事業」の支援規模を拡大した。よって審判事件は件当たり200万ウォン、訴訟事件は件当たり500万ウォンまで支援を受けることができるようになった。また、知的財産権関連出願から紛争対応に至るまでの全般的事項に関する相談サービスの提供のために「公益弁理士特許相談センター」を運営している。同時並行で弁理サービス疎外地域への巡回相談サービスも行い、年内に約3,300件の相談が行われる見通しである。これらの動きのなか、韓国特許庁は、充実した海外知的財産権保護センターの運営を通じて海外における韓国企業の知的財産権保護のため、ワンストップサービスを提供す

ることとした。よって、地域別・言語圏別の知的財産権侵害に対する法律相談サービスを拡大し、無料法律相談団員も2006年17名から今年30名へと増員する見通しである。

また関連機関との連携を通じて現場中心の政府次元での知的財産権保護体系も構築した。2006年には知的財産権侵害に対し、韓国特許庁は韓国産業資源部のIPチャイナデスク（CHINA DESK）や貿易協会と共同で対応した。

今後は知的財産権保護において、米国・日本・ヨーロッパなど、先進国の知的財産権制度と国内制度とのバランスを図りつつ韓国企業の外国での特許権獲得を支援する考えである。

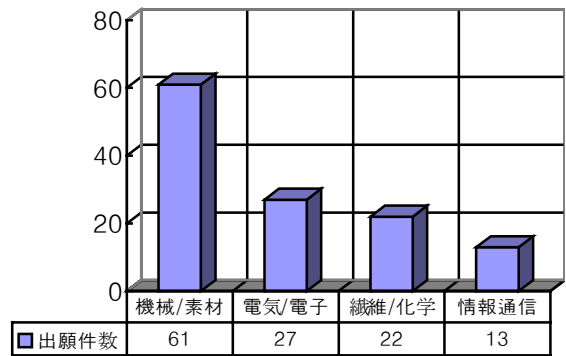
特許庁、移転希望優秀特許技術調査

韓国特許庁は、2007年3月28日から2週間にかけて調査された需要技術を素地とし、これに当て嵌まる特許技術を発掘するために供給技術調査を実施すると明かした。

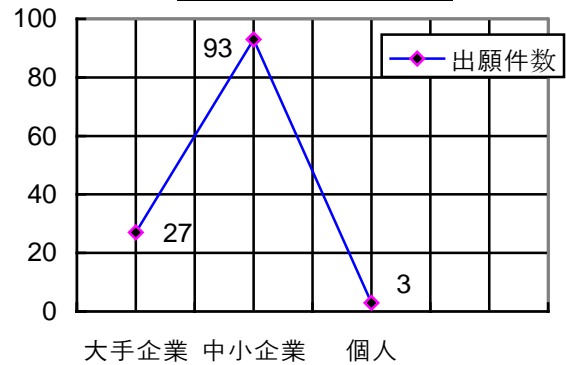
調査された需要技術をみると、受付総数は123件で、技術分野別にみると機械/素材分野が61件で約50%を占めており、続いて電気/電子（27件、22%）、繊維/化学（22件、18%）、情報/通信（13件、10%）の順である。また、業者別では中小企業（93件、76%）、大手企業（27件、22%）、個人（3件、2%）の順となった。調査で中小企業が大半を占めているのは、内部R&Dが十分でないため、外部より特許技術や事業アイテムの導入に大手企業より積極的であることと分析された。

韓国特許庁は、2007年4月20日から大学、公共研究機関、企業などを対象とし供給技術を発掘して技術評価委員会を通じ、供給技術が需要技術に合うのかどうかを決めると明かした。今回の調査に加わる大学などの技術供給者には、特許技術移転相談会（2007.5.31）に参加し、特許技術取引専門流通相談官による取引仲介及び契約締結業務の無料支援を受けられるようにする。

移転希望技術分野別調査結果



技術移転希望企業現況



更に、特許技術取引システム（IP-MART）の技術競売サービス、評価書製作支援などの付加サービスも提供される。

供給技術調査関連申込フォームは韓国発明振興会（www.kipa.org）や特許技術取引システム（www.ipmart.or.kr）のホームページにてダウンロードできる。

ブランド管理のため、異議申立制度活用企業増加

韓国特許庁の商標登録異議申立制度が、有名商標の模倣防止に大きく貢献していることが明らかになった。それに韓国特許庁は、商標権者による商標登録異議申立の申請件数が毎年増えており、また、それが受け入れられ商標登録が拒絶される比率も平均38.4%に至ると明かした。

この現状は、ブランド管理に関する認識が高まり、

商標権者が保有商標保護のために異議申立制度を積極的に活かしているからだと解釈される。

商標登録異議申立制度は、ある商標が出願され、審査を経て登録される前に出願内容を一般人に公開する、一種の一般公衆審査制度である。

商標権者はもちろんのこと、誰でも保有商標と同一または類似する、或いは商標登録が不適切であると判断する場合、異議申立を通じて拒絶決定を要求することができ、これが受け入れられると登録は拒絶される。

特許庁によると、最近の5年間の商標登録異議申立は、総数10,725件に至っており、また2003年以後には、毎年2,000件を超える異議申立が発生している。

商標のうち、▲衣類及び履物 ▲化粧品 ▲電気・電子製品 ▲カバン類 ▲衣類及び化粧品の販売代行業など、五つの商品類で全体異議申立の約50%に当たる5,325件が発生した。

商標のなかには、ポロ (POLO) 、ケーツーコリア (K2 KOREA) 、ナイキ (NIKE) (以上、衣類及び履物) を始め、太平洋 (AMORE PACIFIC) 、ロレアル (L'ORÉAL) (以上、化粧品) などの有名ブランド保有企業による異議申立が多いと分析された。

韓国企業は優秀ブランドの確保のため、外国企業は自社保有の有名ブランド保護のために異議申立制度を積極的に活かしているからであろう。

韓国特許庁関係者は“経済規模や世界における国家のプレゼンスからして、韓国は他人の商標を模倣するより固有ブランドを開発し企業の価値を高めることが先行されるべきである。また開発された商標を効果的に保護するためには、商標を登録すること同様、自社商標の他人による侵害余地をなくし、かつ異議申立制度を積極的に活かすべきであろう”と指摘した。

このような流れに乗って、2007年7月1日から発効される韓国商標法は、異議申立期間を従来の30日から「出願公告後の2ヶ月」までと延長することとし、異議申立制度の活用を積極的にサポートしている。

ディスプレイ業界における最大のライバル LG とサムスン、手を結ぶ

サムスン電子、LGフィリップスLCD、LG電子、サムスンSDIなど、ディスプレイパネル大手4社を含む関連業界は、2007年5月14日、産業資源部長官と業界代表とが集まるなか「韓国ディスプレイ産業協会」を発足させた。この場で、パネル大手4社は、パネルの相互購買、特許協力、納品業者の縦割り系列化を打破、共同研究開発 (R&D) などを盛り込んだ「8大相互協力決議文」を採択し、大手・中小企業の同伴発展戦略を推進することに合意した。

特に、最近、パネル大手4社は、技術力とブランド力を持つ日本勢と生産力の高い台湾勢とが組み合わせられた「蜜月関係」に対応するため、大手企業間の戦略的な提携により技術競争力を高める一方、大手と中小企業とが協力し合い部品素材の国産化率を向上させる「複合型相互協力」を実施していく考えである。

◆LG-サムスン、互いの系列社からパネル購買にまず、サムスン電子とLG電子は、今までの互いの系列社からパネルを購入しないとした慣行を打ち破り、パネルの相互購買に合意した。これによってTV生産にかかる物流費用が節減でき、パネルの需要を大幅拡大できるようになった。

LGとサムスンのTV生産業者とパネル業者は、来月までには相互購買できるパネルの種類について検討をし終え、下半期からは本格的にライバル社からのパネル購買に踏み込む予定である。

更に、大手パネル4社は、今まで海外企業との協力に比べ、あんまり進まなかった国内の大手企業間の協力を強化し、外国企業の特許攻勢に手を取り合い対応することとした。2007年6月中に「特許協議体」を設置し特許協力基本戦略を立ち上げ、まず国家R&D事業で発生した特許について企業間共有を推進する考えである。

◆サムスンの納品業者、LGにも供給できるように縦割り系列化打破

中小業者が、LGとサムスンとにディスプレイ関連装備・材料を同時に納品できるようにする見通しである。今までは約250の装備・材料業者のうち、LGとサムスンとに同時納品できた業者は20ヶ所に過ぎなかった。

今回のLGとサムスンが、「サムスン系列」⇔「LG系列」間の縦割り系列化構造を打破することによって、大手企業は原価節減を、中小企業は大規模の市場拡大達成を、協力し合うこととなった。大手パネル4社は、縦割り系列化の根拠となっている「JDP(Joint Development Project)販売制限規定」の緩和と相互購買可能品目に関する検討を経て、2007年下半期より中小納品業者へ門を開放する見通しである。今までのJDP関連規定は、大手企業と中小企業とが共同開発した装備・材料を通常3年間、他の企業への販売を禁止し、中小企業の販路拡大を制限していた。

更に、大手企業はパネル原価の60～70%を占める装備、材料の国産化率を高めるために「評価支援事業」を拡大することとした。「評価支援事業」とは、大手パネル社が国産装備、材料の性能を評価し、認証及び購買を連携する支援事業である。2006年11月以後、半導体33品目の基礎・量産評価とディスプレイ5品目の基礎性能評価とが行われている。現在の装備・材料の国産化率は、部分品・原材料を含んで20～30%に留まっている。

◆LG-サムスン-納品業者、共同R&Dも活性化
ディスプレイ業界は、新技術分野におけるR&D成果拡散と研究費用の節減のため、共同R&Dを進めることに合意した。特許共有、大型コンソシアムR&D、研究拠点機関共同R&Dへ続く3段階戦略を整った。

液晶表示装置(LCD)、有機発光ダイオード(OLED)など、産業全般において波及効果が大きく、大規模の開発投資が要求される源泉素材の開発において共同R&Dを主とし推進する計画である。共同R&Dは、産業資源部と業界が共同で

2007年8月に「戦略技術委員会」を立ち上げ、核心課題を選定し、活性化していく考えである。以外にもディスプレイ業界は、パネルの大きさ、装備、材料などに関する標準化、中長期産業発展ロードマップを用意するなど、原価節減及び装備、材料分野などの後方産業の育成を図っていく方針である。

ディスプレイ産業協会は、従来の韓国ディスプレイ装備材料産業協会と韓国ディスプレイ研究組合とを吸収統合し、約250ヶ所の業者が加わるようになる。よって電子産業振興会、半導体産業協議とともに韓国におけるIT業界の代表協会としてその力をアップしていこう。

協会に設置される「相互協力専従機関」(相互協力委員会、分科委員会)はディスプレイ産業発展ロードマップ、共同R&Dなど相互協力課題を総括することによってディスプレイ分野における相互協力のプラットフォームとなる見通しである。

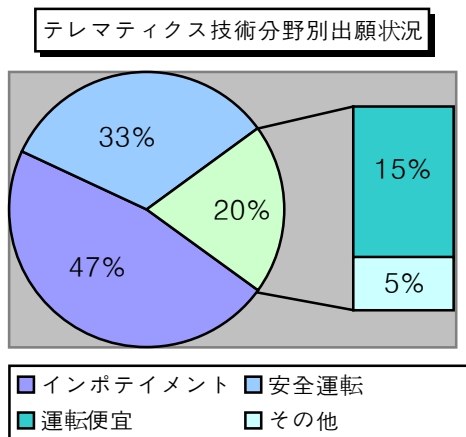
自動車、ユビキタス空間へと進化

最近、自動車の普及が進み、安全と便宜を追求しようとする人間の欲求とIT技術の発展とが噛み合い、自動車は変化し続けている。一例として、無線通信を通じて運行中の運転手が求める情報やサービスを提供できるテレマティクス(Telematics)技術の出現により楽しくて、便利で安全な運転を約束するユビキタス環境が自動車技術にも流れ込んでいる。

韓国特許庁によると、韓国におけるテレマティクス特許出願は1994年15件から2004年372件と年平均38%の劇的な量的成長を呈し、関連技術の研究開発と市場拡大が盛んになっている。

テレマティクス技術分野を詳しくみると、運転する時、エンターテインメントと情報を提供するインポテイメント(Information + Entertainmentから来た造語)関連分野が全体の47%で特許出願がもっとも活発であり、安全運転関連分野33%、

運転便宜関連分野15%、車両内外通信技術などその他の分野5%と分析された。



最近の特許出願の主流をなすインボテイメント分野における技術は、位置情報をベースとした車両位置及び駐車場を案内するサービス技術、運転手に交通情報及び車両診断情報を提供する技術、同乗者にゲーム及びTVなどの娯楽を提供する技術などがある。

今後、韓国におけるテレマティクス技術分野は楽しくて安全かつ便利な走行を求める利用者の多様な要求に応じるため、電子タグ、DMBサービス、Wibroサービスなどと組み合わせられ、より高品質のユビキタス環境を自動車に盛り込む方向へと進化される見通しである。

鳥インフルエンザ関連業界 特許出願急増

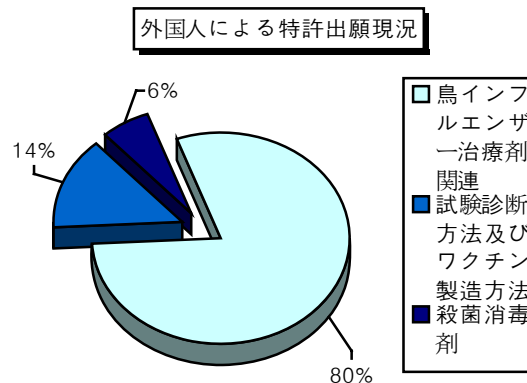
鳥インフルエンザは、1983年ベルギー・フランスなどのヨーロッパ地域で始まり、現在は世界中で発生しており、その感染者や死亡者数も毎年増えつつある。韓国では、2003年に高病原性鳥インフルエンザの発生が初めて確認された以来、現在まで6件が報告されている。

鳥インフルエンザの原因となるウイルスのうち、現在、人間に影響を与えているのはA(H5N1)型であり、幸いこのウイルスは人から人への感染力が弱いものである。しかしながら、一般のインフ

ルエンザウイルス同様鳥インフルエンザウイルスも変異をし続けているため、人への感染力の強いウイルスの出現を完全排除することはできない。この10年間（1997年～2006年）における韓国人による鳥インフルエンザ関連特許出願動向をみると、2003年までは6件に留まったのが、2004年24件、2005年37件、2006年17件と増えている。特に、鳥インフルエンザ治療剤関連出願は、2003年までには1件に過ぎなかったものが2004年4件、2005年10件、2006年5件と毎年増加しつつある。

米国、ヨーロッパ、日本などの外国人による特許出願は、鳥インフルエンザ治療剤関連出願が269件（78%）で最も多く、試験診断方法及びワクチン製造方法が35件（10%）、殺菌消毒剤が15件（4%）などの順で、ほとんどが鳥インフルエンザ治療と関連した出願である。

国別の出願動向をみると、米国が全体韓国特許出願の71%を占め、圧倒的に多く、次にヨーロッパ（17%）、日本（12%）の順である。



鳥インフルエンザの予防と治療における重要なかなめは、変異しつづける変種ウイルスに関するワクチンまたは抗ウイルス剤の開発であるが、現時点で鳥インフルエンザに感染した人を治療できる抗ウイルス剤は、インフルエンザ治療剤として使われているタミフル（Tamiflu）、アマンタジン（Amantadine）、リマンタジン（Rimantadine）、ザナミビル（Zanamivir）のみである。なお、鳥インフルエンザの治療剤としてもっと

も知られているタミフルは、スイスの製薬大手ロシュが、原特許権者である米国のGileadとライセンス契約を結び、その特許権が切れる2016年までの独占製造権を受け生産しているものの、その生産量というのは、需要量を遥かに下回る。

この状況について、韓国特許法第107条（通常実施権設定の裁定）を根拠とし、鳥インフルエンザの広がりのような非常事態には、特許権者の許諾を受けなくても特許の鳥インフルエンザ治療剤であるタミフルなどの国内生産を容認できると解釈する。国際条約においても、2001年WTO閣僚会議が採択したTRIPSと公衆衛生に関する閣僚宣言で「協定締約国が自国の公衆衛生を守るために、必要な際には医薬品へのアクセスを妨げない措置を取ることができる」と示しており、これは各締約国が緊急時には独自の判断で強制実施権を発動できるという根拠を対外的に認知させたものであろう。

強制実施権の発動など世界からの圧力もあり、製薬大手ロシュは強制実施の発動前に自ら第3国の製薬会社とサブライセンス協定を結び、その生産量を充たし、自社の独占権を保持しようとしている。2006年11月現在、製薬大手ロシュは10カ国15ヶ所の製薬業者とサブライセンス契約を結んだと知られている。

タミフルは、発病から二日以内に投与しなければ薬が効かないことが知られており、迅速かつ適格なタミフルの供給が優先されなければならないため、各国はタミフルの確保に血眼になっている。韓国は、現在、タミフルを人口の2%分しか確保できていなく、その上、確保されたタミフルも5年が経過するとその効き目が弱くなり、新しい薬品に買い換えなければならない問題を抱えている。それに新型インフルエンザが出現した時、タミフルが効くとは言い切れないのが現状である。従って、各国は、多様な新型鳥インフルエンザウ

イルスの出現に備え、長期的に抗ウイルス剤及びワクチンの開発に力を注ぐべきである。

DMB標準放送（TPEG）、出願急増

最近DMB（日本で言う「ワンセグ」）を盛り込んだナビゲーションが広く使われ、更にTPEG（Transport Protocol Experts Group）への関心が高まるなか関連特許出願も爆発的に増えている。TPEGとは、DMBのようなデジタル放送を通じて交通の流れ、移動距離、ニュース、大衆交通情報、天気情報、駐車情報、証券情報などをリアルタイムで流せる「知能型ナビゲーションサービス」を示す。関連特許出願は2003年以前までには24件に過ぎなかったのが、2005年に89件が、そして2005年以後に集計された出願は178件に至った。

これは2006年10月からのTPEGサービスの本格実施を目前に、関連業界における激化された技術開発競争が特許出願にも反映されたものであろう。出願人は、大手企業が全体の72%（145件）を占め、詳しくみると、LG電子が86件（43%）、サムスン電子が30件（15%）、現代オートネットが8件（4%）、大宇エレクトロニクスが7件（3%）であり、他は移動通信3社が8件（4%）、韓国電子通信研究院が25件（12%）である。中小企業による出願は総数22件（11%）で、フリーセット코리아（4件）、ジアソフト（3件）、ソリテックなどが出願しており、特にインターネットポータル業者や放送社がそのなかに含まれているのが珍しい。

今後もDMBサービスと関連した需要者の多様な好みに合わせて特許出願も増えて行くだろう。



Kims and Lees
世韓國際特許法律事務所

Website: www.kimsandlees.com
e-mail: eybkim@chol.com

韓国ソウル鐘路区寛勳洞151-8 同徳ビル8階
8th Fl., Dongduk Bldg., 151-8 Kwanhoon-dong,
Jongro-gu, Seoul 110-300, Korea
TEL : +82 2 733 9991 / FAX : +82 2 733 6351